

審判実務者研究会報告書2025¹（テーマ5〈商標〉） に関する知財専門家向け分析報告書

Executive Summary（要約）

本分析は、特許庁²が公表する審判実務者研究会報告書2025¹のうち、「事例研究1 テーマ5（商標） 商標法4条1項7号に係る後発的無効理由」を精査対象として、同報告書の紹介・評釈（実務的含意の抽出、判例・準則との整合性確認、リスク/機会分析、出願・紛争戦略提言）を行うものである。[\[1\]](#)

報告書の中心問題は、「公序良俗」一般条項である商標法4条1項7号を、登録後の事情により無効化する（いわゆる後発的無効）場面で、どこまで許容すべきか、という“適用範囲の限界線”の設定にある。とりわけ、審査基準上の第2類型（使用が社会公共の利益等に反する場合）と第5類型（出願の経緯が社会的相当性を欠く場合）に焦点を当てつつ、知的財産高等裁判所⁴判例（例：CONMER）による「私的領域への拡大解釈抑制」命題との整合が強い緊張関係として整理されている。[\[2\]](#)

実務上の結論としては、後発的無効（46条1項6号）を安易に肯定すれば予測可能性・法的安定性を毀損する一方、社会的混乱を招く“共有財産的標章の囲い込み”や、準公的領域（公益法人・資格試験等）に波及する帰属紛争のような局面では、単なる私人間紛争を超える公益侵害として7号適用を肯定する余地がある、という「限定的肯定」の地平が浮かび上がる。⁶

対象報告書と分析スコープ

精査対象の報告書原文は、ユーザー提示資料として「2025_houkokusyo_youyaku 商標部分.pdf（要約編・商標部分）」および「01_trademark.pdf（本編・商標部分）」が提供されている。[\[3\]](#)

加えて、同内容は特許庁²ウェブサイト上で「審判実務者研究会報告書2025（本編/要約編）」として公表されており、本分析はユーザー提示PDFと公表PDFの双方を一次資料として相互参照した。⁷

本分析の射程は、当該報告書の「事例研究1 テーマ5（商標）」に限定し、同テーマが対象とする商標法4条1項7号（公序良俗）と、その後発的無効理由（商標法46条1項6号。報告書内では改正前条項番号にも言及）に関する論点整理・判例整合・実務提言を目的とする。これ以外のテーマ（特許・意匠等の他章）については、報告書原文が存在しても本依頼の精査対象からは外れるため「未指定（＝分析対象外）」として扱う。[\[4\]](#)

報告書の主要論点

報告書が提示する主要論点は、概ね以下に集約される。[\[5\]](#)

- ・商標法4条1項7号に該当する商標を、裁判例・審査基準に基づき5類型（第1～第5）に整理し、そのうち第2類型・第5類型で「後発的無効理由（46条1項6号）」が問題となる局面を抽出する。⁹

- 知的財産高等裁判所⁴のCONMER判決が示す、「7号を私的領域にまで拡大解釈して出願排除を図ることは、予測可能性・法的安定性を著しく損なうため、特段の事情がある例外的場合を除き許されない」という枠組みを、後発的無効の議論の“基本座標”として据える。¹⁰
- 「後発的無効」が肯定され得る/されにくい要素を、近時の裁判例・審決例（数検、漢検、LEADER、Haqihana¹¹、マーク・ゴンザレス関連、ゆっくり茶番劇等）を素材に帰納的に検討し、個別事例の蓄積の必要性を強調する。¹²
- 後発的無効を“更新審査の代替”として機能させる発想の当否（制度論的含意）や、識別力喪失（普通名称化）に着目した後発的無効理由の導入可能性（立法論）に言及する。⁸

技術的内容の要約と特許性・新規性・進歩性の観点からの評価（依頼要件への対応）

本報告書の主題は、商標法の一般条項（4条1項7号）適用の限界と、無効審判制度における後発的無効（46条1項6号）運用に関する実務整理であり、自然法則を利用する「技術」そのもの（TRIPS上の「inventions in all fields of technology」等）を提案する技術文献ではない。したがって、特許法領域における「新規性・進歩性」評価（技術的課題解決の観点）を直接適用する対象は「未指定（≒本来的には対象外）」と整理するのが妥当である。¹³

もっとも、知財実務の観点では、(i) 公序良俗/公的秩序に関する“規範的判断枠組み”を審査・審判・訴訟で再現可能な形に定式化しようとする点（予見可能性の向上）や、(ii) 濫用的出願・権利行使に対してどの法技術（無効・取消・権利濫用抗弁・不競法等）を選択すべきかの“戦略的セレクション”という点で、法務技術としての新規性（実務知の更新）を有する。¹⁴

法令・審査基準・判例の照合

国内法令・審査基準との整合

商標法4条1項7号（公序良俗）は、審査基準上「(1)標章自体の非道徳性等」から「(5)出願経緯の社会的相当性欠如」までの5類型で例示されている。¹⁵

報告書も同様の5類型整理を採用したうえで、第2類型・第5類型に係る後発的無効理由（46条1項6号）該当性を中心に検討する構成をとる。ileciteurn0file¹⁶

ここで、後発的無効の適用局面を理解するためには、(A) 登録時点で既に7号該当（→通常は46条1項1号等の枠組みで争われ得る）と、(B) 登録後の事情により7号該当となる（→46条1項6号）を峻別する必要がある。報告書は、後者（B）の射程の難しさを、CONMER判決の警告（私的領域への拡大解釈抑制、特段の事情要件）との関係で明確に位置付けている。¹⁷

主要判例（国内）との照合要点

公序良俗7号をめぐる判例構造は、概括すると「(i) 7号の例外性（一般条項としての補充性）」「(ii) 私人間紛争の“私的領域”と公益侵害の峻別」「(iii) 事後事情の位置付け（登録時違法か、後発的に反公益化したか）」の3軸に整理できる。¹⁸

• Anne of Green Gables（知財高裁 平成18年9月20日）

世界的著名小説の原題を構成要素とする商標登録について、国際信義に反する観点から7号該当（第4類型寄り）を肯定する判断の一例として、裁判所要旨で整理されている。¹⁹

• CONMER（知財高裁 平成20年6月26日）

4条1項8・10・15・19号との関係で、7号を“私的領域”へ拡張して出願排除することは原則許されず、「特段の事情」がある例外的場合に限ると判示し、予測可能性・法的安定性を強く保護した（報告書の基本座標）。¹⁰

・数検（知財高裁 平成25年2月6日）

商標の使用態様上のトラブルや当事者間の反目・混乱が存在しても、それが“商標登録によって生じた”とはいえ、後発的に7号該当となったとする審決判断を取り消した（後発的無効のハードル設定）。²⁰

・日本漢字能力検定協会（知財高裁 平成24年11月15日）

公益性を有する検定事業に関する標章帰属をめくり、出願・名義移転等の経緯（理事会承認欠缺等）や、その後の権利行使・紛争（社会的混乱）の総合評価として、登録維持が著しく妥当性を欠き公益を害するとして7号該当の判断を維持した。²¹

※報告書本文では事件番号を「平成24年（行ケ）第10064号」と記載するが、裁判所公開の判決文は「平成24年（行ケ）第10068号」である（要旨同一事案と解され、番号は表記揺れ/誤記の可能性が高い）。²²

・のらや（知財高裁 平成27年8月3日）

フランチャイズ関係を背景に、存続期間満了に乗じた出願・登録を、信義則上の義務違反・社会的妥当性欠如として7号該当と評価し、無効審決不成立を取り消した事例。²³

・Haqihana（知財高裁 令和6年3月14日）

販売代理店が、海外ブランド側の意図・戦略に反し、並行輸入等の販売を妨害・阻止する目的で標章出願したと評価され、7号該当が肯定された（“出願目的・経緯”を重視）。²⁴

・マーク・ゴンザレス（知財高裁 令和6年8月8日）

ライセンス関係や紛争の顕在化を踏まえ、特定商標群については不正目的を指摘し7号該当（無効）を肯定しつつ、別の商標群については後発的7号該当を否定するなど、「出願の経緯」と「出願後の事情」の切り分けが意識されている（報告書が“区別を重視する裁判例”として参照）。²⁵

・LEADER（知財高裁 令和7年2月5日）

7号は一般条項として、他号に該当しないがなお登録を認め得ない場合に限定され、登録経緯が著しく社会的妥当性を欠き到底容認できない場合に限る、との限定を明示したうえで、契約解釈や不競法等で解決すべき“本来的に民事訴訟で解決されるべき”争いとして後発的7号該当を否定した（審決取消）。²⁶

加えて、報告書が参照審決として挙げる「ゆっくり茶番劇」事件（無効2022-890065、令和5年7月12日請求成立審決）は、動画ジャンル（カテゴリー）を表す語の使用制限・使用料徴収が、不特定多数の投稿者に無用の混乱を起こすことが当然に予想でき、現に混乱が生じたとして、7号該当（社会公共の利益・社会一般の道徳観念への反）を説示している。²⁷

国際的枠組み・比較法の要点

世界貿易機関²⁸のTRIPS協定は、商標について「他の根拠による登録拒絶」余地を認め（15条2項）、加盟国の国内制度設計に一定の裁量を与える。²⁹

特許については、公益目的で「ordre public or morality」を保護するための特許適格除外を許容しつつ、単に国内法で実施が禁止されているだけでは除外できないという制約を課す（27条2項）。¹³

この構造は、日本の特許審査基準（特許法32条運用）にも反映され、「規範的価値観に基づく不利益処分であるため抑制的に判断」等が明記されており、公序良俗条項一般に通底する“慎重適用”の規範感覚を示す。

³⁰

欧州連合³¹の制度（EUTMR）では、絶対的拒絶理由として「公の秩序又は一般に受け入れられた道徳原則に反する商標」を明文で排除する（Regulation (EU) 2017/1001, Art.7(1)(f)）。³²

一方、米国では、15 U.S.C. § 1052(a) (Lanham Act) に「immoral, deceptive, or scandalous matter」

「disparage」等が規定されていたが、米国最高裁判所³³がサイモン・タム事件（Matal v. Tam）および lancu v. Brunettiで、これらの拒絶条項を合衆国憲法修正第1条との関係で違憲（少なくとも見解差別的）と判断し、米国特許商標庁³⁴も審査実務を更新している。³⁵

この比較から、我が国の7号運用は、(i) EU型の“公序・道徳”拒絶を保持しつつ、(ii) 米国型の憲法上の強い表現保護制約は受けない、という環境の下で、CONMERが要請する「予測可能性・法的安定性」と、ネット社会で顕在化する“共有財産的標章の囲い込み”抑止の要請をどう調停するかが核心となる。³⁶

判断枠組みの関係図とタイムライン（マーメイド）

（タイムラインは、報告書が参照する主要裁判例・審決の並びを可視化したもの。）³⁷

flowchart LR

A[2006: Anne of Green Gables
7号の射程（国際信義）] --> B[2008: CONMER
私的領域への拡張抑制
特段の事情]

B --> C[2012: 漢検
公益性・混乱で7号肯定]

B --> D[2013: 数検
私的紛争/使用態様は原則民事へ]

B --> E[2015: のらや
信義則違反の出願経緯で7号肯定]

B --> F[2023: ゆっくり茶番劇（審決）
多数者混乱・共有語囲い込み]

B --> G[2024: Haqihana
妨害目的の出願で7号肯定]

B --> H[2024: Mark Gonzales
出願経緯と出願後事情の峻別]

B --> I[2025: LEADER
後発7号の限定・民事解決優先]

比較表（報告書主張 vs 特許/判例の一致・相違点）

報告書の整理・主張（要旨）	照合対象（法令/基準/判例）	一致点	相違点・注意点（評釈）
7号該当性は5類型で整理でき、特に第2類型・第5類型が後発的無効で問題化しやすい。 ❏lecite❏urn0file1❏	商標審査基準（4条1項7号） ³⁸	類型構造は同一で、実務整理として整合。 ³⁸	類型は例示であり、類型→結論の短絡は危険（個別具体的当てはめが必要）。 ³⁹
7号の“私的領域”への拡大解釈は予測可能性・法的安定性を損ない、原則抑制（特段の事情を要する）。❏lecite❏urn0file1❏	CONMER要旨 ⁴⁰	報告書の基本座標と判示は整合。 ⁴⁰	「特段の事情」の要件充足の判断基準は依然として可塑的で、事例蓄積が不可欠（報告書の指摘も同旨）。 ⁴¹
第2類型の後発的無効は、私人間紛争にとどまる限り否定方向が強い。❏lecite❏urn0file1❏	数検要旨/判決、LEADER判決 ⁴²	“使用態様の問題”や契約紛争は民事解決へ、という発想で整合。 ⁴²	私人間要素があっても、公益侵害要素が加重されると転回し得る（漢検等）。 ⁴³
第2類型でも、多数者の無用な混乱や公的性格（資格試験等）を伴う場合は7号肯定の余地。 ❏lecite❏urn0file1❏	漢検判決、ゆっくり茶番劇（審決） ⁴⁴	「社会的混乱」「公益性」を評価軸に7号肯定が現実存在。 ⁴⁴	混乱の“規模”“不可逆性”“登録との因果”の立証が鍵（単なる炎上・主観的反感では不足になり得る）。 ⁴⁵

報告書の整理・主張（要旨）	照合対象（法令/基準/判例）	一致点	相違点・注意点（評釈）
<p>第5類型（出願経緯の相当性欠如）の後発的該当性は概念上扱いが難しく、出願後の反目のみで7号に流し込むべきでない。 <small>☒lecite☒urn0file1☒</small></p>	<p>LEADER判決、マーク・ゴンザレス判決（区別の意識）⁴⁶</p>	<p>「登録経緯」による限定、出願後事情の切り分けは整合。⁴⁷</p>	<p>事後的に判明した“出願時に存在した悪質事情”は、本来は後発的無効（6号）ではなく、登録時違法（1号）として構成すべき場面がある（主張構成の精緻化が必要）。⁴⁸</p>
<p>公序良俗条項は、特許法32条等と同様、規範的判断であるため抑制的運用が要請される。 <small>☒lecite☒urn0file1☒</small></p>	<p>特許審査基準（特許法32条）³⁰</p>	<p>「道徳観等は変遷し得る」「抑制的判断」の明示は、公序良俗条項一般の比較材料になる。 <small>30</small></p>	<p>商標法7号は表現/文化/市場秩序に波及しうるため、特許法32条よりも社会状況（需要者・取引実情）依存度が高い点に留意。⁴⁹</p>

知財リスクと機会

本報告書が扱う7号（公序良俗）×後発的無効は、企業実務において「権利化の入口（出願）」から「権利維持」「権利行使」「炎上対応」まで横断的なリスク/機会を持つ。☒lecite☒urn0file1☒⁴⁹

権利化リスク（出願・登録段階）としては、(i) 共有財産的に用いられている語（ジャンル名・コミュニティ用語等）を指定役務に関して困り込む出願は、後日の社会的反発だけでなく、制度目的（商標法1条が志向する公正な商標秩序）との抵触として7号が争点化しやすい。⁵⁰

また、(ii) ライセンス/代理店/フランチャイズの関係当事者が、関係終了局面で相手方の市場参入・商品流通を阻止する目的で出願する類型は、第5類型（出願経緯）として7号に吸引され得る。⁵¹

権利維持・行使リスク（登録後）としては、後発的無効（46条1項6号）が成立すれば、権利基盤が遡及的に崩れうる点で重大である一方、判例は「当事者間紛争の蒸し返し」に一般条項を濫用することに強い警戒を示す。したがって、相手方から7号無効を受ける局面では、争点が私的紛争に閉じていること、他の条項（不競法・権利濫用等）で解決可能であることを構造的に主張立証する必要がある。⁵²

一方で**機会（防衛/攻撃の法技術としての活用余地）**もある。例えば、公益性の高い検定・認定制度に関わる標章の帰属が歪められ、需要者側の混乱が顕在化している局面では、私人間の利害対立を超える公益侵害として7号が“制度防衛”の役割を果たし得る。⁵³

また、ネットプラットフォーム上の類型（多数の投稿者・閲覧者が慣用的に用いるカテゴリ名の一括囲い込み）では、混乱の規模・予見可能性・対価徴収の態様が評価され、7号適用（少なくとも登録時違法としての無効や取消）が実務上の抑止手段になり得る。⁵⁰

実務的助言

以下は、報告書の整理と判例の射程を踏まえ、企業知財・代理人実務に直結する提言である。

☒lecite☒urn0file1☒⁵⁴

出願戦略（権利化）

商標の“権利化適格性”を、単なる先願確保の速度だけでなく、将来の7号攻撃可能性を織り込んで設計すべきである。具体的には、①当該標章が業界・コミュニティでカテゴリ名として一般使用されていないか（将来混乱の予見可能性）、②取引実情上、第三者の正当な販売・表現行為を広範に封殺する構造にならないか、③ライセンス/代理店関係において“返還・出願禁止・名義管理”の合意があるか、をチェックリスト化し、出願前に証拠（ウェブアーカイブ、取引資料、契約書）として固定することが重要である。⁵⁵

指定商品・役務（いわゆる「クレーム」方向性）

本件領域の「クレーム」に相当するのは、商標態様（文字/図形/結合）と指定商品・役務の切り方である。7号リスクを下げる観点では、(i) 実使用範囲に即した指定に絞る（過剰に広い指定が“囲い込み”と評価される素地を減らす）、(ii) 記述的・カテゴリ的要素は識別力の高い要素と結合し、単独独占の外観を避ける、(iii) 関係者が共用すべき標章（共同事業・フランチャイズ等）は、権利帰属・使用権（通常使用権設定等）を契約と登録実務で整合させる、が基本方針となる。⁵⁶

無効・取消戦略（攻撃側）

7号を主軸にする場合でも、CONMERの警告により「本来は他号で処理すべき問題」を7号で代替する主張は崩されやすい。したがって、(A) 3条（識別力）や、4条1項10号・15号・19号等の個別条項で立てられる部分はまずそちらで立て、(B) それでも捕捉されない“付加的悪質性（特段の事情）”と“公益侵害（混乱の規模・不可逆性）”を7号で補強する、という二層構造が望ましい。⁶

後発的無効（46条1項6号）を狙う場合は、登録後の事情変化が「商標の構成や登録維持自体を反公益化させた」と評価できること（単なる当事者の反目ではないこと）を、数検・LEADERの射程に照らして立証設計する必要がある。⁵⁷

防御側（権利者）

7号攻撃を受けた場合は、①争点が“私的領域”に閉じること、②他の救済（債務不履行、不競法、権利濫用抗弁等）で手当可能であること、③当該商標の取得経緯が「著しく社会的妥当性を欠く」とはいえないこと、を中心に事実を再構成し、後発的事情（炎上、SNS批判等）のみで反公益性を導く論理の飛躍を指摘するのが基本となる。⁵⁸

回避設計・ライセンス戦略

争点となりやすいのは、契約関係の終了局面（代理店契約・ライセンス契約・フランチャイズ契約）での出願・権利行使であるため、契約実務で「出願権限」「名義管理」「終了時の返還（譲渡）」「商標使用態様（品質管理含む）」を明文化し、違反時の差止・損害賠償だけでなく、出願自体の無効主張に資する“合意の枠組み”を作ることが、紛争コストを大きく下げる。⁵⁹

結論と推奨アクション

結論として、本報告書は、商標法4条1項7号の運用を「濫用的出願・権利行使に対する最後のセーフティネット」として安易に拡張する誘惑に対し、CONMER判決の座標（特段の事情・私的領域抑制）を堅持しながらも、漢検・ゆっくり茶番劇等に見られる“社会一般の混乱”を伴う事案類型では限定的に肯定し得る、という実務的均衡点を提示している。ただし、その均衡点は抽象度が残り、今後も「混乱の客観指標」「登録と混乱の因果」「出願時事情と出願後事情の峻別」の3点で主張立証技術を高度化しない限り、予見可能性向上という目的は十分に達成されない。leciteurn0file1 ⁶⁰

推奨アクションは以下のとおり（優先度順）。⁶¹

優先度	推奨アクション	目的	実務アウトプット（例）	根拠 （主な参照）
高	7号を含む無効/取消の「条項ポートフォリオ」を設計（他号先行+7号補強）	CONMER型反論への耐性	無効理由チャート、主張立証計画書	62
高	「公益侵害（私的紛争超え）」の客観証拠を収集・固定	7号肯定の核心要件を立証	需要者数、取引規模、混乱事例、プラットフォーム慣用性の証拠化	63
高	代理店・ライセンス・FC契約に出願禁止/名義管理/返還条項を実装	出願経緯（第5類型）リスクの予防	契約条項・運用マニュアル・権限フロー	64
中	指定商品・役務を実使用に即して再点検（過剰指定の見直し）	“困り込み”評価の低減	指定削減・分割・追加出願の再設計	65
中	権利行使方針のガイドライン化（警告・使用料請求の適正化）	後発的反公益化の回避	警告文テンプレ、社内承認フロー、炎上対応基準	66
中	防御側は「民事解決優先」構造を前面化（7号の例外性を主張）	後発的無効のハードルを再提示	準備書面骨子（私的領域、特段の事情欠缺）	52
低	立法論として「識別力喪失（普通名称化）」の後発的無効/取消の制度検討をウォッチ	中長期の制度リスク管理	改正動向モニタリング、意見提出準備	8

(以上)

1 2 4 5 6 10 14 17 18 28 33 36 40 49 52 54 58 60 61 62 https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-36526.pdf

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-36526.pdf

3 7 8 9 11 12 16 22 27 41 50 55 66 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2025_houkokusyo_honpen.pdf

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2025_houkokusyo_honpen.pdf

13 29 https://www.wto.org/english/docs_E/legal_E/27-trips.pdf

https://www.wto.org/english/docs_E/legal_E/27-trips.pdf

15 34 38 48 56 65 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shutugan/tetuzuki/document/mitoroku/16_4-1-7.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shutugan/tetuzuki/document/mitoroku/16_4-1-7.pdf

19 37 https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-33548.pdf

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-33548.pdf

20 42 57 https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-82971.pdf

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-82971.pdf

21 43 44 53 63 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82749.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82749.pdf>

²³ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85261.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85261.pdf>

²⁴ ⁵¹ ⁵⁹ ⁶⁴ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92885.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92885.pdf>

²⁵ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93336.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93336.pdf>

²⁶ ⁴⁶ ⁴⁷ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93797.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93797.pdf>

³⁰ ³¹ ³⁹ ⁴⁵ https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0500.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0500.pdf

³² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?qid=1772397825029&uri=CELEX%3A02017R1001-20251201>

[qid=1772397825029&uri=CELEX%3A02017R1001-20251201](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?qid=1772397825029&uri=CELEX%3A02017R1001-20251201)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?qid=1772397825029&uri=CELEX%3A02017R1001-20251201>

³⁵ https://www.supremecourt.gov/opinions/16pdf/15-1293_1o13.pdf

https://www.supremecourt.gov/opinions/16pdf/15-1293_1o13.pdf